

2 警察による被害者支援

① 被害者連絡制度

被害にあわれた方のご希望に応じて、担当警察署より次のような連絡をしています。

- ・ 捜査状況(捜査に支障がない範囲)
- ・ 犯人の検挙状況(逮捕又は任意送致したこと等)
- ・ 犯人の処分状況(送致先検察庁、起訴/不起訴等の処分状況等)

② 臨床心理士によるカウンセリング

被害にあわれた方やご家族、ご遺族の方で、強いショックを受けたリ、悩んでいたりする方のために、臨床心理士によるカウンセリングを行っています。

担当の警察官又は犯罪被害者支援室へご相談ください。

※ 詳細はP 111をご覧ください。

③ 公費支出制度

一定の犯罪で怪我をした場合や、性犯罪の被害にあわれた場合に、診断書料、初診料、緊急避妊費用などを警察が支出します。

該当する場合は、担当警察官からご案内しますが、不明な点をご確認ください。

※ 支出要件があり、被害の内容などによって支出できない場合もあります。

